

第10章 試験及び成績評価

(人間科学部心身健康科学科における試験)

第27条 人間科学部心身健康科学科における試験は、科目修了試験及び面接授業試験（以下「スクーリング試験」という。）等とする。

- 2 通信授業による各科目の履修は、テキスト課題を提出しかつ指定の時期に科目修了試験を受けなければならない。
- 3 面接授業による各科目の履修は、面接授業に出席しかつ指定の時期にスクーリング試験を受けなければならない。
- 4 放送授業による各科目の履修は、放送授業を視聴しかつ指定の時期にスクーリング試験に相当する試験を受けなければならない。

(科目修了試験)

第28条 科目修了試験を受験できる者は、当該科目のテキスト課題に合格した者とする。

- 2 科目修了試験は、本大学及び本大学が指定する会場において実施される。
- 3 科目修了試験を行う時期及び会場は、別に定める。

(人間科学部健康栄養学科及びヘルスフードサイエンス学科並びに保健医療学部における試験)

第29条 人間科学部健康栄養学科及びヘルスフードサイエンス学科並びに保健医療学部における試験は、前期及び後期のそれぞれにおいて、筆記、口述及び論文等の方法によって行う。

(成績評価)

第30条 成績は、S（100点～90点）、A（89点～80点）、B（79点～70点）、C（69点～60点）、D（59点～0点）の5種類の評価をもって表し、S、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とする。

- 2 不合格者には、再試験等を行うことがある。
- 3 疾病その他やむを得ない理由により試験を受けることができなかつた者は、その理由が適当であると認められ、許可を受けた場合に限り追試験を受けることができる。
- 4 追試験及び再試験等受験の際には、別に定める手数料を納入しなければならない。

(単位の授与)

第31条 各授業科目を履修し、その試験等に合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 通信授業は、テキスト課題及び科目修了試験に合格した者について所定の単位を与える。
- 3 面接授業は、出席が良好でかつスクーリング試験に合格した者について所定の単位を与える。
- 4 放送授業については、視聴を完了し、試験に合格した者に対して所定の単位を与える。

第11章 卒業要件等

(進級の要件)

第31条の2 進級については別に定める。

(卒業の要件)

第32条 卒業の認定には、次の各号に掲げる要件を全て満たすことを必要とする。

- (1) 本大学に休学、停学期間を除いて4年以上在学すること。ただし、第16条第1項の規程により入学した者については、同条第2項により定められた在学すべき年数以上在学することとする。
- (2) 修得単位数は、次のとおりとする。
 - 一 人間科学部心身健康科学科は、別表第3—1に掲げる最低単位数を含めて合計124単位以上
 - 二 人間科学部健康栄養学科は、別表第3—2に掲げる最低単位数を含めて合計130単位以上
 - 三 人間科学部ヘルスフードサイエンス学科は、別表第3—3に掲げる最低単位数を含めて合計130単位以上

- 四 保健医療学部看護学科は、別表第3—4に掲げる最低単位数を含めて合計128単位以上
- 五 保健医療学部リハビリテーション学科理学療法学専攻は、別表第3—5に掲げる最低単位数を含めて合計124単位以上
- 六 保健医療学部リハビリテーション学科義肢装具学専攻は、別表第3—6に掲げる最低単位数を含めて合計124単位以上

(学位の授与)

第33条 前条の要件を充たす者には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、学位を授与する。
 2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(学位の種類)

第34条 前条の卒業を認定された者には、次の学位を授与する。

学部名	学科名	学位
人間科学部	心身健康科学科	学士（人間科学）
	健康栄養学科	学士（健康栄養学）
	ヘルスフードサイエンス学科	学士（食品健康科学）
保健医療学部	看護学科	学士（看護学）
	リハビリテーション学科 理学療法学専攻	学士（理学療法学）
	義肢装具学専攻	学士（義肢装具学）

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第35条 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が大学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した単位を、60単位を超えない範囲で本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(大学又は短期大学以外の教育施設等における学修)

第36条 本大学は、教育上有益と認めるときは、高等専門学校の特攻科又は修業年限が2年以上の専修学校専門課程における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、本大学の定めるところにより単位を与えることができる。
 2 前項により与えることができる単位数は、60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第37条 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に大学又は短期大学若しくは高等専門学校の専攻科及び修業年限が2年以上の専修学校専門課程において履修した授業科目について修得した単位を、本大学に入学した後の本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
 2 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に行ったその他文部科学大臣が別に定める学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、本大学の定めるところにより単位を与えることができる。
 3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本大学において修得した単位以外のものについては、第35条、第36条と合わせて60単位を超えないものとする。
 4 単位認定の科目については、別に定める。

第12章 科目等履修生

(科目等履修生)

第38条 授業科目の一部の履修を希望する者に対しては、本課程の教育に支障がない限り、選考の上、科目等履修生としてこれを許可することができる。
 2 大学の入学資格のない者が、科目等履修生として所定の科目の単位を修得したときには、正科生としての入学資格を与えることができる
 3 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

別表第3-1-1 心身健康科学科の卒業の要件（第32条関係）

区分		卒業に必要な最低単位数 ()は、そのうち スクーリングにより 必要な最低単位数	単位の修得上の要件 及び認定方法	
授業科目の種類				
基礎科目		1 (1)	—	
専門科目	コア科目	16 (8)	コア科目16単位を修得。 (うち8単位はスクーリングによる修得)	
	統合科目	8	統合科目より、8単位以上を修得。	
	分野別科目	こころ・精神の理解	4	分野別科目は、各分野よりそれぞれ 4単位以上を修得。
		からだ・保健の理解	4	
		文化・社会の理解	4	
総合演習	8 (4)			
社会教育主事課程 にのみ開設する科目		—	—	
教職課程		—	—	
合 計		上記を含めて 124 (30)	—	

別表第3-1-2 看護教員養成コースの卒業の要件（第32条関係）

区分	合計	左の内訳			
		看護教員養成プログラムで履修する単位数	看護教員養成プログラムの他に履修する必要がある単位数 (括弧内はスクーリングでの修得単位数)		
基礎科目	必修	1 (1)	—	1 (1)	
コア科目	必修	16 (9)	—	16 (9)	
統合科目	選択必修	8以上	1	7以上	
分野別科目	こころ・精神の理解	選択必修	4以上	3	1以上
	からだ・保健の理解	選択必修	4以上	—	4以上
	文化・社会の理解	選択必修	6以上	6	—
総合演習	必修	8 (4)	—	8 (4)	
教職課程科目	必修	2	2	—	
看護教員養成プログラム□(専門分野)	必修	24	—	—	
単位数合計		73単位以上	36単位	37単位以上	

別表第3-2 健康栄養学科の卒業の要件（第32条関係）

授業形態	講義・演習の 必修科目 単位数	実験・実習の 必修科目 単位数
授業科目の分野		
基礎分野	26	1
専門基礎分野	32	10
専門分野	40	13
小 計	98	24
合 計	上記を含めて130	

別表第3-2-(2) 健康栄養学科の卒業の要件 (第32条関係)
(平成28年度入学以降)

授業形態 授業科目の分野	講義・演習の 必修科目 単位数	実験・実習の 必修科目 単位数
基礎分野	27	1
専門基礎分野	34	10
専門分野	38	14
小計	99	25
合計	上記を含めて130	

別表第3-3 ヘルスフードサイエンス学科の卒業の要件 (第32条関係)

授業形態 授業科目の分野	講義・演習の 必修科目 単位数	実験・実習の 必修科目 単位数
基礎分野	28	1
専門基礎分野	14	4
専門分野	16	0
小計	58	5
合計	上記を含めて130	

別表第3-4-(1) 看護学科の卒業の要件 (第32条関係)

授業形態	講義・演習の 必修科目 単位数	実験・実習の 必修科目 単位数
授業科目の分野		
基礎分野	12	—
専門基礎分野	25	—
専門分野	52	27
小計	89	27
合計	上記を含めて128	

別表第3-4-(2) 看護学科の卒業の要件 (第32条関係)

(平成24年度入学以降)

授業形態	講義・演習の 必修科目 単位数	実験・実習の 必修科目 単位数
授業科目の分野		
基礎分野	13	—
専門基礎分野	22	—
専門分野	45	23
小計	80	23
合計	上記を含めて128	

別表第3-4-(3) 看護学科(保健師選択コース)の卒業の要件 (第32条関係)

(平成24年度入学以降)

授業形態	講義・演習の 必修科目 単位数	実験・実習の 必修科目 単位数
授業科目の分野		
基礎分野	13	—
専門基礎分野	24	—
専門分野	55	28
小計	92	28
合計	上記を含めて132	

別表第3-4-(4) 看護学科の卒業の要件 (第32条関係)

(平成28年度入学以降)

授業形態	講義・演習の 必修科目 単位数	実験・実習の 必修科目 単位数
授業科目の分野		
基礎分野	14	—
専門基礎分野	27	—
専門分野	46	23
小計	87	23
合計	上記を含めて128	

別表第3-4-(5) 看護学科(保健師選択コース)の卒業の要件 (第32条関係)

(平成28年度入学以降)

授業形態	講義・演習の 必修科目 単位数	実験・実習の 必修科目 単位数
授業科目の分野		
基礎分野	14	—
専門基礎分野	29	—
専門分野	56	28
小計	99	28
合計	上記を含めて132	

別表第3-5-(1) リハビリテーション学科理学療法学専攻の卒業の要件 (第32条関係)

授業形態 授業科目の分野	講義・演習の 必修科目 単位数	実験・実習の 必修科目 単位数
基礎分野	17	—
専門基礎分野	28	4
専門分野	37	28
小計	82	32
合計	上記を含めて124	

別表第3-5-(2) リハビリテーション学科理学療法学専攻の卒業の要件 (第32条関係)
(平成28年度以降入学)

授業形態 授業科目の分野	講義・演習の 必修科目 単位数	実験・実習の 必修科目 単位数
基礎分野	13	—
専門基礎分野	30	4
専門分野	44	26
小計	87	30
合計	上記を含めて124	

別表第3-6-(1) リハビリテーション学科義肢装具学専攻の卒業の要件 (第32条関係)

授業形態 授業科目の分野	講義・演習の 必修科目 単位数	実験・実習の 必修科目 単位数
基礎分野	18	—
専門基礎分野	38	3
専門分野	15	36
小計	71	39
合計	上記を含めて124	

別表第3-6-(2) リハビリテーション学科義肢装具学専攻の卒業の要件 (第32条関係)
(平成28年度以降入学)

授業形態 授業科目の分野	講義・演習の 必修科目 単位数	実験・実習の 必修科目 単位数
基礎分野	13	—
専門基礎分野	40	3
専門分野	23	42
小計	76	45
合計	上記を含めて124	